

平成二十二年十月十二日受領
答 弁 第 三 号

内閣衆質一七六第三号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で起きた衝突事件に係る中国側による駐中国日本国大使の呼び出しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で起きた衝突事件に係る中国側による駐中国日本国大使の呼び出しに関する質問に対する答弁書

一について

外務省においては、御指摘の「衝突事件」発生後速やかに海上保安庁から連絡を受けた後、中国側に対し外交ルートを通じて事件発生に対する抗議と遺憾の意を伝えるとともに、再発防止のための中国漁船への指導・監督の徹底等を申し入れた。

二から五までについて

外交上の個別のやり取りに係る詳細については、相手国との関係もあり差し控えたいが、政府としては、丹羽中華人民共和国駐劄特命全權大使によるものを含め、累次にわたり、中国側に対し、御指摘の「衝突事件」発生に対する抗議と遺憾の意を伝えるとともに、再発防止のための中国漁船への指導・監督の徹底等を申し入れた。

六について

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が

国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる中国との間で解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。